

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	尼崎市 介護保険事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

介護保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

尼崎市長

## 公表日

令和5年7月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務      具体的には、以下の事務となる。      ・被保険者に係る届出の受理      ・届出に係る事実についての審査      ・届出に対する応答に関する事務</p> <p>○介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務      (前号及び次号に掲げるものを除く。)      具体的には、以下の事務となる。      ・被保険者証に関する事務      ・認定証に関する事務</p> <p>○介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務      具体的には、以下の事務となる。      ・介護給付の支給に関する事務      ・予防給付の支給に関する事務      ・市町村特別給付の支給に関する事務</p> <p>○介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務      具体的には、以下の事務となる。      ・要介護認定の申請の受理      ・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理      ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理      ・申請に係る事実についての審査に関する事務      ・申請に対する応答の事務</p> <p>○介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>○介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務      具体的には、以下の事務となる。      ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>○介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止に関する事務      具体的には、以下の事務となる。      ・保険給付の支払の一時差止に関する事務</p> <p>○介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務      具体的には、以下の事務となる。      ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>○介護保険法第二百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務      具体的には、以下の事務となる。      ・保険料の徴収に関する事務      ・保険料の賦課に関する事務</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満          3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)介護情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険)
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(42、56の2、61、62、94の項)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉局 福祉部 介護保険事業担当
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
その必要性	介護保険の被保険者(資格喪失者を含む)に対して適正な管理を目的とするため、対象者の必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他の識別情報は対象者を正確に特定するため</li> <li>・連絡先等情報は、介護保険被保険者の資格・賦課・収納・認定及び給付関係の基本情報として管理するため</li> <li>・地方税関係情報は、介護保険料を計算し、賦課・徴収をする必要があるため</li> <li>・医療保険関係情報は、医療費情報等を基に、高額医療高額介護サービス費の給付事務を行うため</li> <li>・介護、高齢者福祉関係情報は、認定情報等を基に給付事務を行うため</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報は、介護保険被保険者の資格・賦課・収納・給付関係の基本情報として管理するため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	介護保険事業担当、阪急塚口サービスセンター、JR・阪神尼崎サービスセンター担当、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 甲武課、国体平並管理担当、医務高野台医療担当、 <small>税務管理課、北部保健福祉管理課、南部保健福祉管  理課</small> ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 後期高齢者医療広域連合 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	介護保険法に定められた事務を行うため	
④使用の主体	使用部署	介護保険事業担当、阪急塚口サービスセンター、JR・阪神尼崎サービスセンター担当、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</div> <div>1) 10人未満</div> <div>2) 10人以上50人未満</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div>3) 50人以上100人未満</div> <div>4) 100人以上500人未満</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div>5) 500人以上1,000人未満</div> <div>6) 1,000人以上</div> </div>
⑤使用方法	I-2-②の機能を円滑に執行するための基礎情報として使用	
	情報の突合	・被保険者証番号若しくは個人番号カードとその他本人確認書類で突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年10月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件	
<b>委託事項1</b> 介護保険システムの運用保守委託		
①委託内容	介護保険システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	FLCS((株)富士通JAPAN)事業共同体	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2</b> システムのオペレーション業務委託		
①委託内容	統計帳票等の印刷	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	アトラス情報サービス(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b> 介護保険料決定通知書の封入封緘業務委託		
①委託内容	介護保険料決定通知書の封入封緘	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	尼崎ビジネスフォーム印刷株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項4</b> 窓口受付業務		
①委託内容	各地区窓口における届出の受付業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 19 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 6 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第4項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>提供先6</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

<b>提供先7</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第30項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>提供先8</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第33項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>提供先9</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度



<b>提供先13</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第61項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>提供先14</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>提供先15</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第80項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

<b>提供先16</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第87項)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>提供先17</b>	都道府県知事等又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第90項)
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>提供先18</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第94項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度



<b>移転先1</b>	総務局 行政マネジメント部 公文書管理担当
①法令上の根拠	番号法
②移転先における用途	統合宛名システムの宛名情報とするため
③移転する情報	個人番号、基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)、宛名番号(統一コード)
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>移転先2</b>	総務局 市民サービス部 市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条10の3
②移転先における用途	住民票の記載事項として用いるため
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>移転先3</b>	保健局 健康増進担当 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1第30項
②移転先における用途	国民健康保険業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度

<b>移転先4</b>	福祉局 北部・南部保健福祉センター 北部・南部保健福祉管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1第15項
②移転先における用途	生活保護業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>移転先5</b>	福祉局 北部・南部保健福祉センター 北部・南部障害者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1第84項
②移転先における用途	障害福祉業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>移転先6</b>	保健局 健康増進担当 後期高齢者医療制度担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1第59項
②移転先における用途	後期高齢者医療制度業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法第9条に基づいて尼崎市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。
<b>7. 備考</b>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆介護保険

<宛名>

・宛名コード  
・通称名カナ  
・郵便番号  
・住民日届出日  
・非住民日異動事由  
・入国目的  
・転入前住所  
・住民税情報  
・口座情報  
・国民健康保険情報

・個人番号  
・通称名  
・住所  
・住民日異動日  
・届出日  
・在留期間  
・転入前住所方書  
・医療保険情報  
・老人保健情報  
・後期高齢者情報

・世帯コード  
・生年月日  
・住所方書  
・在留期間満了日  
・転出先郵便番号  
・高齢福祉年金情報  
・生活保護情報

・氏名カナ  
・性別  
・住所コード  
・異動事由  
・外国人住民となった日  
・送付先情報  
・特記事項情報

・氏名  
・続柄  
・住民区分  
・非住民日届出日  
・非住民日異動日  
・国籍  
・転入前郵便番号  
・転出先住所  
・連絡先情報  
・送達記録情報

<資格>

・被保険者番号  
・一号該当日  
・境界層者情報

・資格異動日  
・資格異動事由  
・適用除外情報

・資格届出日  
・被保険者区分  
・負担割合情報

・資格取得日  
・証発行情報

・資格喪失日  
・施設入所情報

<認定>

・申請日  
・申請者氏名  
・調査実施場所  
・かかりつけ医  
・診断命令書発行日  
・審査予定日  
・サービス種類変更有無  
・認定有効開始日  
・処分延期決定日  
・訪問調査特記事項

・申請受理日  
・申請者住所  
・調査票回収予定日  
・訪問調査員  
・意見書作成日  
・二次審査日  
・認定取消日  
・認定有効終了日  
・処分延期通知書発行日  
・主治医意見書情報

・申請区分  
・申請者郵便番号  
・調査委託日  
・調査結果入手日  
・審査委会会場  
・サービス種類限定有無  
・要介護認定理由  
・要介護認定日  
・認定通知書通知日  
・サービス種類限定情報

・申請理由  
・申請者電話番号  
・訪問調査日  
・調査票番号  
・意見書作成依頼日  
・一次判定日  
・合議体番号  
・認定有効月数  
・認定通知書通知日  
・転入者管理情報

・申請者関係  
・訪問調査希望日時  
・訪問調査開始時刻  
・かかりつけ医療機関  
・意見書依頼書発行日  
・一次判定結果  
・二次審査要介護区分  
・要介護認定日  
・処分延期事由  
・訪問調査情報

・生保2号被保険者情報

<居宅>

・申請受付日  
・居宅介護支援事業者

・届出日  
・申請代理人

・居宅有効開始日  
・給付管理票情報

・居宅有効終了日

・居宅サービス届出番号

<国保連>

・受給者異動情報  
・給付実績情報

・共同処理用受給者異動情報  
・給付実績明細情報  
・過誤申立情報  
・再審査申立情報

<償還>

・サービス提供年月  
・申請者との関係  
・申請者電話番号  
・利用者負担額  
・特定診療費情報  
・事前相談情報

・申請書番号  
・申請者事業者番号  
・支払方法  
・審査年月  
・食事費用情報

・申請給付種類  
・申請者氏名  
・支払口座  
・支給決定日  
・福祉用具購入費情報

・申請日  
・申請者郵便番号  
・通知書送付先  
・支払金額  
・住宅改修費情報

・受付日  
・申請者住所  
・保険請求額  
・緊急時施設療養情報  
・居宅サービス計画費情報

<高額>

・サービス提供年月  
・申請者郵便番号  
・通知書送付先  
・高額支給額  
・老福の有無

・申請日  
・申請者住所  
・サービス費用額  
・勸奨通知書作成日

・申請者との関係  
・申請者電話番号  
・利用者負担額  
・算定基準日

・申請者事業者  
・支払方法  
・算定基準額  
・算定世帯コード

・申請者氏名  
・支払口座  
・支払済額  
・所得区分

<減免>

・減額申請日  
・申請者電話番号  
・減額終了日  
・特定標準負担額減額情報

・申請者との関係  
・減額認定日  
・減額結果通知書作成日  
・訪問介護負担額減額情報

・申請者氏名  
・申請者郵便番号  
・減額結果通知書送付先  
・旧措置者減免情報  
・特定入所者介護サービス情報

・申請者住所  
・減額開始日  
・社会福祉法人減免情報

<制限>

・一時差止対象者情報  
・一時差止対象者情報  
・控除適用情報  
・支払方法変更情報

<合算>

・高額合算申請情報  
・高額合算支給決定情報  
・高額合算自己負担額確認情報

<事業>

・総合事業対象者情報

<賦課>

・賦課年度  
・所得段階

・徴収方法  
・保険料額

・賦課期日  
・減免情報

・賦課更正事由  
・特徴年金情報

・賦課更正日  
・特徴年金情報(介護)

<調定>

・賦課年度  
・納期限

・調定年度  
・徴収方法

・期別  
・期別保険料額

<収納>

・賦課年度  
・保険料収納金額  
・消込日  
・分納情報

・調定年度  
・延滞金額  
・過誤納情報

・徴収方法  
・督促手数料額  
・還付充当情報

・期別  
・収納日  
・督促催告情報

・収納種別  
・領収日  
・滞納情報

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

介護情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出の窓口におい届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。</li> <li>・統合宛名システムの登録内容や住民基本台帳ネットワークを用いて確認を行う。</li> <li>・他の機関及び庁内連携を通じて入手する際も、対象者以外の情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。</li> <li>・届出書に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。</li> <li>・届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。</li> <li>・本人が必要な情報以外を誤って記載することが無いような書面様式とする。</li> <li>・不必要な書類は受け取らない。不必要な書類を提出された場合は返却する。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面上での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・電子申請において、入力する様式を書類と同一のものとし、不必要な入力項目を設けないことで必要な情報以外を入力することがないようにする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○不適切な方法で入手が行われるリスク

- ・介護保険資格異動届出においては介護保険法第12条の規定に基づき、書面にて本人、又は世帯主あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず世帯主あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認行為を徹底していく。
- ・システムを利用する必要がある職員を特定し、二要素認証（①ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、②顔認証）を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。
- ・統合宛名システムの登録内容を確認し、存在しない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認を行う。
- ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請をしたいのかを理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施していただけるよう措置を講じている。

○入手した個人情報が不正化であるリスク

- ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
- ・通知カード（番号法第7条）、個人番号カード（同第17条）の提示を受け、本人確認を行う。
- ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。
- ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証など）と住基情報等の聞き取りを行う。
- ・サービス検索・電子申請機能からの申請においては、住民が個人番号付電子申請データを送信するために、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを尼崎市が受領した際は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。

○入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

- ・本人、又は世帯主からの届出書については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。
- ・既存介護保険システムは外部接続できない仕組みである。
- ・サービス検索・電子申請機能との回線接続は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務にて必要なない情報との紐付けはシステムの不可能である。</li> <li>・統合宛名システムでは、権限を持つ者のみにアクセスを制限している。</li> <li>・介護保険システムからは、介護保険被保険者情報及び、その他介護保険業務に必要な情報のみアクセスすることができ、その他の事務に用いるファイルにはアクセスができないよう、アクセス制限を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>

リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている                      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、二要素認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>○従事者が事務外で使用するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っている。</li> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul> <p>○特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課設置の端末からは系統的に複製できない仕組みとなっている。</li> <li>・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っている。</li> <li>・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・スクリーンセーバの解除は再度ID/パスワードの入力、顔認証を行い、ログインすることが必要となる。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。</li> <li>・承諾、必要がある場合を除き、特定個人情報が記録された書類等の複写は行わない。</li> <li>・各支所窓口における届出の受付業務の委託先においても、上記と同様の措置を講じることとしている。</li> </ul>		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>尼崎市セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接又は間接に知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に一切利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。</li> <li>・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。</li> <li>・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。</li> <li>・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。</li> <li>・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。</li> <li>・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。</li> <li>・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・特定個人情報ファイルが不適切に取り扱われている事由が判明した場合は、契約解除や損害賠償請求を求める。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・データ移転先からの「データ利用申請」を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することをセキュリティ対策基準に定めている。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムはデータの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可された連携システムへデータを移転している。</li> <li>・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> <li>・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>○不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。</li> <li>○誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</li> <li>・庁内連携システムでは本業務で保有する情報を全て連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう、仕組みとして担保されている。また、決められた提供・移転先のみならず情報の提供・移転ができない仕組みとなっている。</li> <li>○その他</li> <li>・特定個人情報をフラッシュメモリ等の媒体を用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、かつ、データの暗号化の措置を施したうえで移転を行う。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価」参照		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価」参照		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>情報提供ネットワークシステムへの接続については、統合宛名システムを経由して行うこととしている。 その接続に係るリスク対策については、評価書番号2「統合宛名システム」に記述しているため、参照されたい。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	本市の委託事業者が令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金における個人情報(全市民の住民基本台帳の情報等)を含むUSBメモリーの入ったカバンを一時的に紛失したもの		
再発防止策の内容	① 市付属機関の調査委員等を案例設置、② 「個人情報保護と情報セキュリティの遵守」及び「委託契約内容の再点検等」を全庁内に指示、③ サーバールームなどへの委託事業者入室制限、④ 契約関係書類の一部改正、⑤ 職員向けのリスクアセスメント能力向上研修の実施、⑥ 情報セキュリティ関係規程の改正作業 など		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>○特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格者情報は、住民基本台帳との整合処理を定期的実施し、保存する本人情報が最新であることを確認することにより担保する。</li> <li>・賦課情報は、税務総合システムとの整合処理を定期的実施し、保存する賦課情報が最新であることを確認することにより担保する。</li> <li>・住民基本台帳に登録の無い者の資格・賦課情報は、必要に応じて随時確認を行う。</li> <li>・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。</li> </ul> <p>○特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。</li> <li>・帳票については、規定に基づき、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを随時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄文書目録を残す。</li> <li>・LGWAN接続端末については、処理後の不要な個人番号付電子申請データ等の削除について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護情報ファイルは定期的にデータのバックアップを行うとともに、不慮の事故等による滅失等を防ぐため、分散して保管をしている。</li> </ul>			

8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      [    ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・職員に対しては、個人情報保護及び特定個人情報の取扱いに関する研修を毎年行っている。  (新規採用職員や人事異動等により新たに配属された職員等に対しては必ずセキュリティポリシー研修を実施)</p> <p>(所属長に対しては、情報セキュリティ事件・事故事例等について紹介しながら、所属長の管理者としての責務についての研修を実施)</p> <p>(H28.1月に尼崎市特定個人情報の安全管理に関する基本方針を、2月に尼崎市特定個人情報取扱規程を制定し、全課長級職員を対象に研修を実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・R5.4月に実施された「情報セキュリティ対策について」職員への研修も実施した。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>尼崎市における特定個人情報保護評価の実施にあたっての指針として『尼崎市特定個人情報保護評価職員向けガイドライン』が策定されている。</p> <p>同ガイドラインは、尼崎市職員が番号法の目的及び特定個人情報の保護措置の重要性を十分に理解し、適切な情報管理リスク対策を講じることを求めており、本評価書も同ガイドラインの趣旨を踏まえ作成した。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 行政マネジメント部 公文書管理担当
②請求方法	尼崎市個人情報保護条例第13条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 福祉局 福祉部 介護保険事業担当
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年5月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施した。本パブリックコメントの実施に際し、市ホームページ及び市内公共施設で全文が閲覧できるようにした。
②実施日・期間	平成28年11月25日～平成28年12月26日
③主な意見の内容	特になし
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成29年1月23日
②方法	尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会第三部会に個人情報の保護に関する学識経験のある外部有識者を加えて第三者点検を実施する。
③結果	評価書の記載内容には概ね問題がないとこのことで了解を得た。 以下、評価書の修正を行った意見 ・委託契約の相手方が契約・訴訟の対象となることを明白にするため、表記を改めたほうがよいのではないか。


